

○航空自衛隊調達規則の制定要領等に関する達

昭和36年3月10日 航空自衛隊達第12号（124）

航空幕僚長 空将 源田 実

改正 昭和36年9月22日 航空自衛隊達第57号 平成5年2月10日 航空自衛隊達第3号
昭和37年9月19日 航空自衛隊達第49号 令和3年9月16日 航空自衛隊達第69号
昭和56年2月7日 航空自衛隊達第11号 令和5年12月1日 航空自衛隊達第50号

航空自衛隊調達規則の制定要領等に関する達を次のように定める。

航空自衛隊調達規則の制定要領等に関する達

（目的）

第1条 この達は、航空自衛隊調達規則（以下「調達規則」という。）の制定要領及び刊行について必要な事項を定めることを目的とする。

（調達規則の制定要領）

第2条 調達規則は、航空自衛隊における装備品等及び役務の調達に必要な基本となる事項及び手続を定めるものとし、航空自衛隊達として制定する。

2 調達規則の制定及び改正に当たつての書式は、達の内容となるべき事項以外で必要な参考法規及び調達規則の編集要領等を含めたものとすることができる。

（調達規則の刊行）

第3条 調達規則は、電子図書とする。

2 調達規則の刊行は、防衛省中央OAネットワーク・システムへの掲載による電子出版とする。

3 調達規則は、「J A F R 124」と略称することができる。

(調達規則の改正に関する暫定処置)

第4条 航空幕僚長は、調達規則の改正に関し、次の各号の一に該当し、かつ、改正によるいとまのない場合又は改正を待つては著しく業務の遂行に支障を来す場合には、暫定的に通達をもつて調達規則と異なる処置を部隊又は機関の長に行わせることができる。

(1) 関係ある法令、訓令及び規則が改正されたとき

(2) 特定の部隊又は機関について、例外的な処置を要するとき

(3) 航空幕僚長は、前項の処置をとつた後においては、速やかに達を改正するものとする。

(その他)

第5条 調達規則は航空自衛隊法規類集に編集しないことができる。

付則

この達は、昭和36年3月10日から施行する。

付則 (昭和36年9月22日航空自衛隊達57号)

この達は、昭和36年9月22日から施行し、〔中略〕昭和36年7月15日から適用する。

付則 (昭和37年9月19日航空自衛隊達49号)

この達は、昭和37年9月19日から施行する。

付則 (昭和56年2月7日航空自衛隊達11号)

この達は、昭和56年2月10日から施行する。

付則（平成5年2月10日航空自衛隊達3号）

この達は、平成5年2月15日から施行する。

付則（令和3年9月16日航空自衛隊達69号）

この達は、令和3年9月16日から施行する。

付則（令和5年12月1日航空自衛隊達50号）

この達は、令和5年12月1日から施行する。